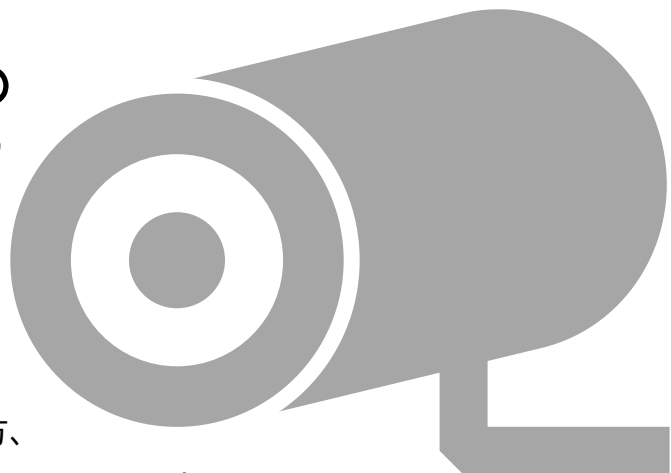


防犯カメラには ルールがあるって 知ってた？



防犯カメラは、犯罪抑止や事件解決に役立つ一方、プライバシー保護などの課題もあります。荒川区では、課題を少しでも解消できるよう「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」というルールを設けています。区で設置している防犯カメラは、このルールのもと設置・運用をしています。

自宅に設置する防犯カメラも、ルールに沿った設置・運用が必要です。防犯カメラは誤った活用をすれば、近隣トラブルの原因になる可能性があります。安全・安心に防犯カメラを設置できるよう、ガイドラインのポイントを絞って解説します。

大事なポイントはココ！

防犯カメラとは

防犯を目的としていて、特定の場所に継続的に設置され、録画機能があるもの。

周囲に知らせる

監視ではなく防犯目的なので、防犯カメラが設置してあることを掲示する。

言わない 見せない 持ち出さない

映像から得た情報を話したり見せたり持ち出したりすると、個人情報漏洩に繋がる。また、本人以外の第三者が写っている場合、開示してはいけない。

撮影範囲は最小限にする

他者の所有物が常態的に写らないよう配慮し、画角は固定する。

管理者を決める

個人情報扱うため、操作や視聴ができる人は限定的にする。

保管は厳重にする

映像保管は短期間とし、記録媒体等は施錠できる場所で保管する。

※住まいの防犯対策の補助金申請は、このガイドラインに沿って設置したものが認められます。

ガイドライン

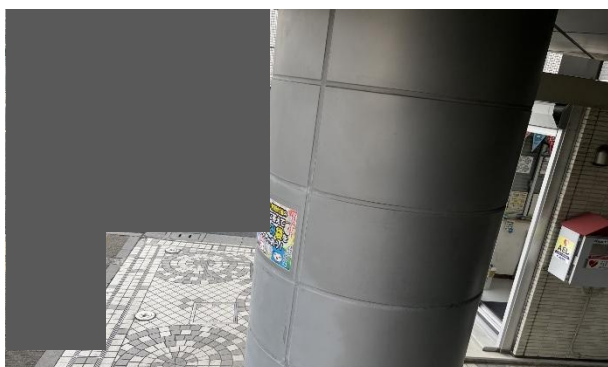
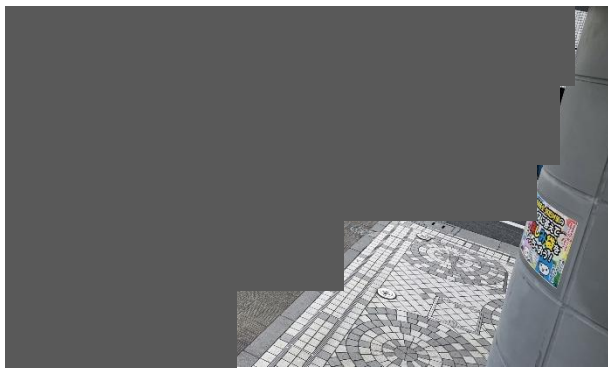


詳しくは、ガイドラインをご覧ください。不明点等ある場合には、遠慮なくお問合せください。

×



○



画角○



設置場所○

